

令和7年3月31日

今治市・西条市の林野火災により被災された皆さまへのご案内

愛媛県信用漁業協同組合連合会

令和7年3月23日に今治市・西条市で発生した林野火災により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

当会は、被災された皆さまを対象に、「JFマリンバンク災害等相談窓口」を設置し、「主な対応事項」に関するご相談について、下記のとおり対応いたしますので、お知らせします。

記

1. JFマリンバンク災害等相談窓口

担当部署：業務統括本部 営業課

連絡先：089-933-8719

2. 主な対応事項

- (1) 貯金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者本人の申出であることを確認して払戻しに応じます。
- (2) 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前の払戻しに応じます。
また、当該貯金等を担保とする貸出にも応じます。
- (3) 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立できることといたします。
- (4) 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手については、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮をいたします。
また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても、同様に配慮いたします。
- (5) 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じます。
- (6) 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資審査に際して、提出書類を必要最低限にする等の手続の簡便化、融資の迅速化、既存融資にか

かる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けているお客様の便宜を考慮した適時的確な措置を講じます。

(7) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じます。

(8) 罹災証明書を求めている手続きでも、行政の交付状況等を勘案し、現況の写真の提出等、他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者等の便宜を考慮した取扱いといたします。

(9) 窓口の営業時間外で現金の入出金をご希望される場合は、下記記載の ATM をご利用下さい。

(ATM の設置状況) <http://www.jf-ehimeshingyo.or.jp/tenpo.html>

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
経営管理本部 企画管理課
担当：西川
TEL 089-933-8716